

在宅データ提出加算の公害診療報酬における取扱いについて

在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料に規定する在宅データ提出加算については、厚生労働省が実施する外来医療等調査に対して「データを提出する診療に限り算定する」とされているため、公害診療報酬では算定することができません。公害診療報酬明細書（レセプト）作成の際、本加算は含まずご請求いただきますようお願ひいたします。

なお、本件に関しては所管省庁である環境省に確認済みです。ご不明点等ございましたら下記担当部署までお問合せください。

(29) 在宅時医学総合管理料の「注13」又は施設入居時等医学総合管理料の「注7」に規定する在宅データ提出加算を算定する場合には、次の点に留意すること。

イ 当該加算は、データ提出の実績が認められた保険医療機関において、在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を現に算定している患者について、データを提出する診療に限り算定する。

（「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」（令和6年3月5日保医発0305第4号）別添1 P.242）

【お問い合わせ先】

大田区健康政策部（保健所）

健康医療政策課公害保健担当

電話 03-5744-1246